

## 涌谷町空き家バンク制度実施要綱

平成29年2月7日

涌谷町要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、涌谷町に存する空き家等の有効活用を通して、定住の促進と管理不全空き家の解消を図るため、涌谷町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 涌谷町内に存在する空き家、空き店舗及び空き地（空き家、空き店舗及び空き地となる予定のものを含む）をいう。ただし、賃貸や分譲を目的とするものを除く。
- (2) 空き家バンク 空き家等の売買又は賃貸等を希望する所有者等及び利用者の申込みにより登録された情報を双方に対して提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用者 涌谷町空き家バンクに登録された空き家等の購入又は賃借により、空き家等を利用しようとする者をいう。ただし、業として土地建物の売買、仲介、斡旋等を行う者を除く。
- (5) 登録事業者 涌谷町空き家バンク事業者登録事務取扱要領により登録された宅地建物取引業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、涌谷町空き家バンク以外の方法による空き家等の取引を規制するものではない。

2 涌谷町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等は、空き家バンクを利用することはできない。

(空き家等の登録)

第4条 空き家バンクに空き家等の登録をしようとする所有者等は、涌谷町空き家バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込みをしようとする所有者等に対し、交渉時に仲介する登録事業者を選定するよう求めるものとする。

3 町長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンクに登録するとともに、涌谷町空き家バンク登録通知書（様式第2号）により、当該所有者等に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクに登録をすることが適当と認められるものについて、当該所有者等に対して登録を勧奨することがで

きる。

(空き家等の登録事項の変更及び抹消)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、涌谷町空き家バンク登録(変更・抹消)届出書(様式第3号)により、遅滞なく町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出が提出されたときは、登録事項を変更又は抹消し、抹消に係るものについては、涌谷町空き家バンク登録抹消通知書(様式第4号)により当該所有者等に通知するものとする。

3 町長は、次のいずれかに該当するときは、当該情報を抹消することができるものとし、涌谷町空き家バンク登録抹消通知書により当該所有者等に通知するものとする。

(1) 申込み内容に虚偽があったとき。

(2) 空き家等の所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が登録を継続させることが適当でないとき。

(利用者の登録)

第6条 利用希望者は、涌谷町空き家バンク利用者登録申込書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家バンクに登録するとともに、涌谷町空き家バンク利用者登録通知書(様式第6号)により、当該申込者に通知するものとする。

(利用者の登録事項の変更及び抹消)

第7条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用者は、登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、涌谷町空き家バンク利用者登録(変更・抹消)届出書(様式第7号)により、遅滞なく町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出が提出されたときは、登録事項を変更又は抹消し、抹消に係るものについては、涌谷町空き家バンク利用者登録抹消通知書(様式第8号)により当該利用者に通知するものとする。

3 前項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができるものとし、涌谷町空き家バンク利用者登録抹消通知書により当該利用者に通知するものとする。

(1) 申込み内容に虚偽があったとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が登録を継続させることが適当でないとき。

(空き家等の情報提供等)

第8条 町長は、空き家バンクに登録された空き家等の情報を涌谷町ホームページ等で提供するとともに、必要に応じて所有者等又は利用者に対して情報を提供するものとする。

(所有者等と利用者の交渉等)

第9条 町長は、所有者等及び利用者が行ういかなる交渉・契約等にも関与しないものとする。

2 空き家バンクに登録された物件について購入又は賃借の交渉を行おうとする利用者は、涌谷町空き家等利用交渉申込書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、涌谷町空き家バンク交渉通知書(様式第10号)により当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた所有者等は、選択した登録事業者及び当該利用者との交渉を行い、当該交渉が終了したときは、涌谷町空き家バンク交渉結果報告書(様式第11号)により、町長にその結果を報告するものとする。

5 所有者等及び利用者が行う交渉、契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 所有者等及び利用者並びに登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家バンクから知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

(2) 個人情報を紛失、漏えいすることのないよう適正に管理すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月7日から施行する。

(表)

様式第1号 (第4条関係)

涌谷町空き家バンク登録申込書

年 月 日

涌谷町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

— —

涌谷町空き家バンクに登録したいので、涌谷町空き家バンク制度実施要綱第4条第1項の規定により、登録を申し込みます。

記

1 物件の情報 別紙のとおり

2 仲介を希望する宅地建物取引業者

---

(裏)

## 申告及び同意

涌谷町空き家バンク登録申込書の記載事項に偽りはありません。

また、申込みの手続き上、当該物件に係る固定資産税の納付状況の確認のため、固定資産税課税資料を閲覧すること及び下記の内容について同意します。

- 1 登録内容を町のホームページなどで公表すること。
- 2 物件の取引に疑義又はトラブルが生じた場合は、所有者等及び利用者で解決すること。
- 3 所有者情報及び物件情報等を確認するため、町が必要に応じて関係機関に情報の照会を行うこと。
- 4 涌谷町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- 5 涌谷町空き家バンク実施要綱に規定する個人情報の取扱いを遵守すること。

年 月 日

氏名

印

様式第2号（第4条関係）

涌谷町空き家バンク登録通知書

年 第 号  
月 月 日

様

涌谷町長

年 月 日付けで申込みのありました涌谷町空き家バンク登録について、涌谷町空き家バンク制度実施要綱第4条第3項の規定により、空き家バンクに登録されたことを通知します。

様式第3号（第5条関係）

涌谷町空き家バンク登録（変更・抹消）届出書

年 月 日

涌谷町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

— —

涌谷町空き家バンク制度実施要綱第5条第1項の規定により、登録の  
（変更・抹消）を届け出ます。

記

登録事項の変更内容（抹消の理由）

---

---

---

様式第4号（第5条関係）

涌谷町空き家バンク登録抹消通知書

年 第 号  
月 月 日

様

涌谷町長

年 月 日付けで届出のありました涌谷町空き家バンク登録抹消について、涌谷町空き家バンク制度実施要綱第5条第2項又は第3項の規定により、涌谷町空き家バンクから抹消したことを通知します。



(表)

様式第5号 (第6条関係)

涌谷町空き家バンク利用者登録申込書

年 月 日

涌谷町長殿

涌谷町空き家バンクを利用したいので、次の事項に同意し、涌谷町空き家バンク制度実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

- 1 契約交渉に関する全ての事項については、所有者等と利用者との間で責任をもって行うこと。
- 2 所有者等（所有者等が仲介を依頼している宅地建物取引業者を含む）に、下記の記載事項の全てを提供すること。

記

申込者氏名	㊦	生年月日	年 月 日
申込者住所	〒		
電話番号		F A X	
メールアドレス			
申込者職業			
1 希望する物件について (建物の広さ、間取り、築年数、敷地面積等、庭の広さ等、詳細を記入してください。)			
2 立地及び周辺環境に関する希望について (市街地、田園地域、山沿い、学校や公共機関までの距離等、詳細を記入してください。)			
3 売買、賃貸借の希望及び条件について			
<input type="checkbox"/> 売買希望	希望価格	万円 ~	万円
<input type="checkbox"/> 賃貸借希望	希望家賃	円 ~	円 (1月あたり)
価格以外の条件			
4 希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> F A X

5 連絡可能な時間帯	(電話の方のみ)	:	~	:
------------	----------	---	---	---

(裏)

備考

- 1 涌谷町では、物件情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用者間で行う物件の賃借及び売買に関する交渉及び契約には直接関与しません。そのため、交渉及び契約については、所有者等が物件の仲介を依頼している宅地建物取引業者により行われます。なお、宅地建物取引業者の仲介には、法律で定められる仲介手数料が必要となります。
- 2 涌谷町個人情報保護条例に基づき、申込みされた個人情報は、物件の所有者等及び所有者等が物件の仲介を依頼している宅地建物取引業者への提供の他は本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第6号（第6条関係）

涌谷町空き家バンク利用者登録通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

涌谷町長

平成 年 月 日付けで申込みのありました涌谷町空き家バンク利用者登録について、涌谷町空き家バンク制度実施要綱第6条第2項の規定により、空き家バンク利用者として登録されたことを通知します。

様式第7号（第7条関係）

涌谷町空き家バンク利用者登録（変更・抹消）届

平成 年 月 日  
第 号

涌谷町長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

— —

涌谷町空き家バンク制度実施要綱第7条第1項の規定により、空き家バンク利用者の登録（変更・抹消）を届け出ます。

記

登録事項の変更内容（抹消の理由）

---

---

---

様式第8号（第7条関係）

涌谷町空き家バンク利用者登録抹消通知書

平成 年 月 日  
第 号

殿

涌谷町長

平成 年 月 日付けで届出のありました涌谷町空き家バンク利用者登録の抹消について、涌谷町空き家バンク制度実施要綱第7条第2項または第3項の規定により、空き家バンクから抹消したことを通知します。

年 月 日

涌谷町長 殿

申込者 氏名

### 涌谷町空き家バンク交渉申込書

涌谷町空き家バンク制度実施要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり物件の交渉を申し込みます。

#### 記

1 希望物件番号	番
2 申込者氏名	
3 申込者住所	
4 申込者電話番号	— —
5 申込者 FAX 番号	— —
6 申込者 E-mail	

#### 備考

涌谷町個人情報保護条例に基づき、申込みされた個人情報は、物件の所有者等および所有者等が物件の仲介を依頼している宅地建物取引業者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

涌谷町空き家バンク交渉通知書

平成 年 月 日  
第 号

物件登録者

様

涌谷町長

下記物件について涌谷町空き家バンク利用者より交渉の依頼がありましたので涌谷町空き家バンク制度実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

今後は、仲介を行う登録事業者へ連絡し、交渉を進めてください。

なお、空き家バンクを通じて得られた相手方の情報については、取り扱いに注意して他の目的で使わないようお願いいたします。

希望物件番号	
希望物件所在地	
申込者氏名	
申込者住所	
申込者連絡先	

様式第11号（第9条関係）

涌谷町空き家バンク交渉結果報告書

平成 年 月 日

涌谷町長 殿

物件所有者 住所

氏名 ⑩

平成 年 月 日付け、交渉通知書による下記物件について、涌谷町空き家バンク実施要綱第9条第4項の規定により、交渉の結果を報告いたします。

記

交渉物件番号	
申込者(相手方)氏名	
交渉結果	成立 ・ 不成立